

平成30年度 社会福祉法人輝陽樹会 事業計画

I. 概要

当法人の特養養護老人ホームは、平成28年11月に開所して本年度に向けて18か月目を迎える。昨年施行された社会福祉法の改正、3年前の介護報酬引き下げと要介護3以上の制度変更等における変化、少子・高齢化に伴う労働人口の減少における深刻な人手不足によって、特別養護老人ホームの運営は一段と厳しく未だ職員の確保が設立計画の人数に足らず、介護サービスと介護事業（経営）の健全性は損なわれ経営は悪化している。

本年度は、6年に1度となる診療、介護、障害福祉の3報酬の同時改定と様々な施策が実施されることとなった。

平成30年度における事業計画は、当法人にとって正に正念場を迎える年度として、限られた資源、人材でより質の高いサービスを効率よく提供し、法人として存続できるかの瀬戸際で、そのためには事業計画を実行・達成することが重要であると考えている。

II. 輝陽樹会・ベテラン館の名前の由来

1. 輝陽樹会

- (1) 人生のベテランの方々に最後まで輝く生活を送り続けて頂きたい。
- (2) 働く職員が人生のベテランの方々の笑顔を頂くことで、心地良い陽の光が当り働くことに自信と誇りが持てる場所となり施設をつくります。
- (3) 利用者様に寄り添い、寄りかかっていただけけるよう、大地に深く根付く樹、となってサービス提供をします。

法人に関わる全ての皆様に陽が当たり末永く多幸続くよう命名しました。

2. ベテラン館

「経験豊富な」「熟達した」という意味を持ちます。

人間になぞらえると「経験を積む」ということは「年齢を重ねる」ということになります。年長者の方々よりたくさんのことを学び、それを活かし、よりよいケアの提供を行いたいとの思いから「ベテラン館」と命名いたしました。

III. 法人理念

－安心・安全・安定－

私達は利用者の皆様に「そこに人がいて人として接すること」の精神と、「安心」「安全」「安定」を持って、すべての職員が笑顔、心通じ合い施設運びを通して、幸せで生きがいに満ちた豊かな生活に貢献いたします。

1. 心と生きがいについて、全職員が共通理解をして、利用者さま個々に対応します。
利用者さまが孤独感を持たぬよう、個性を尊重しながら、共生する生活環境をつく

- ります。
2. いろいろな機会を活かして、内外の交流を盛んにし、利用者さまが社会的存在を実感できるよう図ります。
 3. 高齢者が持つ不自由・不要・不安・恐怖・イライラ等、親身になって解消に努めます。
 4. すべての職員が明るく、愛情細やかで、利用者さまと心通い合う施設運営をします。
 5. ベテラン館はご家族さまと協力して、利用者さまの大切な時間を活かします。

IV. 事業概要

1. 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームベテラン館（介護老人福祉施設ユニット型）

所在地：埼玉県所沢市大字下富1011番1

定員：80名 事業開始：平成28年11月1日から

2. 第二種社会福祉事業

特別養護老人ホームベテラン館（短期入所生活介護）

所在地：埼玉県所沢市大字下富1011番1

定員：20名 事業開始：平成28年11月1日から、現在は休止

V. 事業方針

1. 重点的な取り組み

(1) 社会福祉法人制度の改革

社会福祉法改正に伴い2年目を迎え、改革内容の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化に取り組む。

(2) 地域社会に貢献

地域の独居高齢者の支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供していく。

(3) 評議員会・理事会

評議員及び理事は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者、人格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないものとして選任され、法人との委任契約に基づき、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行する義務が課せられています。

評議員会は、これまでの諮問機関から、理事等を牽制監督する役割を担い、法人運営の基本ルールや決算の承認などの最終決定を行う機関となります。

また、理事は、当法人としての重要事項は複数の理事によって構成される理事会で決議されます。理事会においては、社会福祉法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長の選定及び解職についてすべての理事で組織します。

日常業務にかかる意思決定については、理事長の専決は定款細則の規定に基づき、

これらを理事会に報告する必要があります。

日常の施設運営に関しては施設長の判断によることもあるが、重要事項は理事会での決議により新定款及び定款施行細則の規定に基づき理事会を開催します。

- ① 平成 30 年 6 月 7 日 理事会開催
平成 29 年度事業報告及び決算報告、監事監査結果報告等
- ② 平成 30 年 6 月 21 日 最初の定時評議員会開催
平成 29 年度事業報告、平成 29 年度決算報告等
- ③ 平成 30 年 10 月 25 日予定 理事会開催
中間業績等
- ④ 平成 31 年 3 月 22 日予定 理事会開催
平成 31 年度予算、事業計画等
- ⑤ 平成 31 年 3 月 29 日予定 評議員会開催
平成 31 年度予算、事業計画等

(4) 監事の権限と義務

監事は、理事の業務遂行・職務執行及び財産を監査する役割を担い、法人全体の経営の適切性について監査報告を作成します。

主な職務は、業務監査（規程の整備状況、役員・理事会・評議員会、人事管理、施設運営、福祉サービスの向上に関する事項）と会計監査である。

理事会への報告及び出席義務、評議員会への報告義務、理事の行為の差止めを請求することができます。

(5) 据え置き、閲覧

計算書類等（計算書類、事業報告、これらの附属明細書、監査報告）は、理事会の承認を受けた後、定時評議員会の 2 週間前の日から、主たる事務所に 5 年間備え置かなければなりません。

また、財産目録等（財産目録、役員名簿、報酬等の支給基準を記した書類、事業概要その他省令で定める事項を記載した書類）については、定時評議員会の承認を受けた上、主たる事務所に 5 年間備え置きます。

(6) 公表

インターネットの利用により、(5) の据え置き、閲覧の書類等や定款の変更の内容を遅滞なく公表します。

(7) 法人本部の役割と事業所の連携促進

法人本部は、社会福祉法人の意思決定の執行機能を持ち、実働部隊としての管理部門の役割を担っている。

組織規程、法人本部規程の規定に基づき、本部会議・管理者会議・各種委員会（経営・運営・人事・専門）を定期的・継続的に推進し、施設運営の責任者である施設長と連携しコンプライアンスの徹底と危機管理体制の充実を図り、人材の確保と育成、稼働の安定、事業所との連携を密にし、安定的な財務基盤の推進と

その確立に努める。

- ・法人全体組織図添付資料参照
- ・施設運営の各種会議・各種委員会表添付資料参照

(8) 随意契約による1年契約の業者及び価格見直し

随意契約の1年契約とすることに対する契約見直しを実施する。

対象は、「日用品、寝具レンタル、産業廃棄物収集、食事委託、紙おむつ、私物洗濯。」

(9) 職員計画

介護保険施設の安定した運営に対応できる人材の確保が急務であり、社内紹介制度の導入、社外紹介会社への働きかけ等、特に介護職員の採用に向けて最優先で取り組む。職員採用の方法や採用時研修についてより良い方策を検討するとともに、あわせて職員定着を図るためにも、職員の能力を最大限に引き出すとともに業務意欲の向上に努めることが求められる。

- ・設立：設立時申請の職員定数「64名：常勤58名、非常勤6名」
- ・職員確保は、年度初めの4月と年度末の3月の計画とする

職名	設立	4月	3月	資格	備考
本部長兼施設長	1	1	1		理事長兼務
医師	1	1	1		嘱託医
副施設長	1	1	1	介護支援専門員、介護福祉士	設立時は 看護・介護長
看護職員	4	7	7	看護師・准看護師	常勤 3人 非常勤 4人
ユニットリーダー	10	8	8	介護福祉士	
介護職員	39	36	44	介護福祉士・初任者研修	常勤 28→35人 非常勤 8→9人
介護支援専門員	1			介護支援専門員	
管理栄養士	1	2	2	管理栄養士	
生活相談員	2	2	2	介護支援専門員	課長、 非常勤 1人
機能訓練指導員	1	1	1	作業療法士	非常勤
事務長	1	1	1		間柴理事兼務 会計責任者
事務員	2	3	3	請求全般、給与、会計 営繕	常勤 1人 非常勤 1人 非常勤 1人
送迎員			1		非常勤 1人
合計	64	63	72		

＊介護老人福祉施設事業と短期入所生活介護事業兼務

IV. 特別養護老人ホームベテラン館の施設運営

1. ベテラン館の概要

本年度は、6年に1度となる診療、介護、障害福祉の3報酬の同時改定を迎え、介護事業者の経営状況に配慮し、12年度の前々回改定以来6年ぶりに増額することの改正が実施されることとなった。また、国が目指す『地域包括ケアシステム』の確立に向けた制度の改革と報酬体系の変化に対応する年度と位置付けております。

今年度の施設運営の実施にあたり、引き続き、利用者の安心・安全、安定を確保し、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供するとともに、安定した財政基盤の確立、サービスの担い手である人材の確保と育成、これらを重点目標とする。

まず、利用者の安全で快適な利用環境を維持するため、利用者にあった環境整備への取り組みを行い、また、防災・減災に関する備えや職員教育を行う。

次に、利用者満足度の高いサービスを提供するために、専門的技術向上など、職員の資質向上のため、職場内外の研修を実施する。

次に、安定した財政基盤の確立を図るため、引き続き、資金管理や人員管理及び物品調達などにおいて法人として一元的な管理・運営を行いコスト削減に向けて努力する。

また、人材確保については、職員紹介制度の導入、紹介会社からの職員確保、未経験者の求人活動を積極的に展開するとともに、施設人員に達する人材を確保し、人材の育成に努めます。本年度も役職員一体となり利用者の皆様や地域の方々から喜ばれる施設運営に向け努力してまいります。

2. 事業計画

法人登記	平成 27 年 8 月 10 日
開設年月日	平成 28 年 11 月 1 日
事業所名	特別養護老人ホームベテラン館
事業内容	特別養護老人ホーム/短期入所生活介護（ショートステイ）併設
事業規模	特別養護老人ホーム 8 ユニット（1 ユニット 10 室）利用定員 80 名 ショートステイ 2 ユニット（10 室）利用定員 20 名
開設場所	埼玉県所沢市大字下富 1011 番 1
敷地面積	2,999.00 m ²
建物構造	延べ床面積 4,331.04 m ² 鉄骨造陸屋根 3 階建

3. 事業運営基本計画

社会福祉法人輝陽樹会の理念に基づき、入所者の自己決定の尊重、自立支援、入所者主体の援助に努める。ユニット型の特長である全室個室を活用し入所者にとってご家族や友人、近隣の皆様が気楽に訪問できる施設を目指し、ユニット、居室が暮らしの場となるよう、職員自身も環境の一部であることを念頭に置き、落ち着いた

た生活環境づくりに努める。提供するサービスについては入居者、ご家族の同意を得た上、看護職、介護職等の各職種共同で援助を行い、入所者の QOL の向上を目指します。

入所者の日常の健康管理から緊急時の対応等を協力病院と連携し、入所者にとって最適な提供ができるような運営体制の構築に努める。また、サービス提供時の事故を未然に防止できるよう、発生した場合の早期対応も含めたリスクマネジメントの充実を目指します。また、地域社会に対して、地域に貢献できるよう充実したサービスの提供に努めます。

4. 事業目標

(1) 利用稼働率 97.0%以上確保する。

①入退所検討会議を円滑に行い、退所者が出てから 1 週間以内に次の入所者を迎えるために体制を整備する。

②利用者の健康管理と感染症や事故予防策を強化するとともに早期の対策を講じ、空所を作らない努力をする。

(2) より良いサービスの提供と運営ができるよう加算体制の維持・発展を目指す。

(3) 利用者ニーズに応じていけるよう各職場でサービスの向上に努める。

(4) 管理者は専門職として知識と技術を磨き人材育成と職員の介護へのやり甲斐に積極的に取り組みを行う。

(5) 一般職員は接遇マナー教育を管理者から教わり自身が強化し、利用者の権利擁護と、身の回りの整理整頓に努め、快適で楽しい生活が送れるように支援する。
職員全員が専門的な知識と幅広い対応能力を養う。

5. 処遇内容

上記の目標の達成のために、次の内容で援助を行う

(1) 利用開始時のオリエンテーション

利用開始時に本人及び家族の状況・利用にいたる動機等を十分理解するとともに、事業所の処遇内容等の情報を正確に提供する。家族関係がサービス利用後においてもご家族への説明・見学等で良好に継続できるように援助する。

(2) 日常生活の介護・援助

画一的な処遇に陥りやすい危険性があるが、入所者個々がもっている身体的・精神的能力を維持できるように努めるとともに、個々の不安に対してカンファレンス・モニタリングの実施を通じて適切な援助を図り個々の自立性を高めるように努める。また、職員による創意あふれる処遇計画により様々な援助を実施する。

(3) 認知症入所者の対応

認知症を有する利用者は、不安から様々な行動が現れることを念頭に置き、ユニット内や食堂居間を家庭的な雰囲気にすることで落ち着いた心身状況を作るように心がけ、アクスメント実施や職場研修を通じて計画、観察、評価、記録などを徹底する。

(4) 身体拘束廃止の取組

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、利用者の QOL を根本から損なう危険性を有している。身体拘束によって、身体機能が低下し寝たきりにつながるおそれがある。

これらを踏まえ会議の開催や研修会への参加を通じてマニュアルに沿った取り組みを行い、常に必要性を確認し身体拘束ゼロを実現維持するよう努める。

(5) 虐待防止

高齢者に対する虐待は家族や施設等で身近な問題として存在します。誰もが直面し得る人権課題として捉えるとともに、特に介護に携わる専門職は、会議の開催や研修会への参加等によって、高齢者の尊厳を支える利用者本位のより良いケアの実現を目指すことが求められており、高齢者虐待の防止に全力で取り組みます。

(6) 健康管理

入所者の疾病を十分に配慮し、疾病から発生する様々な問題に対して医師、協力病院と連携を図りカンファレンスの実施や機能訓練を通じて日々の健康管理・施設内感染の防止・予防接種の実施、疾病の早期発見、早期治療に取り組んでいきます。夜間につきましては、オンコール体制を充実し、協力病院等との連携で緊急時でも素早く対応できるよう努めます。また、設備・備品等の衛生管理に努め、医薬品・医療器具の管理を適正に行い感染症の発生、蔓延を防止するために必要な措置を講じます。

(7) 各種行事・レクリエーション等

日常生活においてレクリエーション活動は各人の連帯感・協調性を養うばかりでなく、生活に明るさと潤いを持たせるうえで大きな役割を果たす。実施にあたっては年間行事作成、職種連携によって計画・実施・評価をし、身体的・精神的状況を充分考慮した上で入所者が簡単に参加できるように努める。

(8) 家族交流

特別養護老人ホームベテラン館に入所したことによって、家族と離れて生活することから生ずる精神的・心理的不安の解消に努める。具体的には面接時に情報提供等によって家族及び入所者が安心して生活できるように相互理解を深め家族交流を援助していく。

(9) 栄養・給食

食事は楽しみの一つであり、自己主張・表現の出来る場として、個別ニーズが強調され、より個別処遇の大切さが求められる。個人の習慣への対応や食べる楽しさの提供、食事の雰囲気づくりなどに配慮し、個々の嗜好を加味した食事提供を行う。

当施設では、調理された食事を適切な衛生管理、温度管理の下に食中毒の予防、厳格な衛生管理を行います。また、行事食を各フロアーにて1か月に一度の割合で実施する予定です。入所者の病状や隊長・残存機能に合わせた食べやすい献立、

形態、嗜好にも十分配慮して提供いたします。月1回実施する給食委員会で施設長・栄養管理士・看護師・ユニットリーダー・委託会社責任者等の多職種共同による栄養マネジメント、カンファレンス、個別聞き取り、嗜好調査、喫食量調査、環境整備、栄養指導にも積極的に取り組みます。

(10) 防災計画

施設管理で最も重要な事項は、入所者を災害から守ることである。そのため火災を出さないを基本に置き、火の取扱い及び使用後の確認に特に注意を払い防火に努める。

火災に限らず、地震発生時などについても、特に夜間における避難介助の方法及び消防署との連携体制を避難訓練等の実施において、強化確立を図り、職員、入所者の防火意識の高揚に努める。

具体的には、

1. 出火防止、災害防止のため防火設備の点検管理を行い、不備欠陥の内容安全確保に努める
2. 発生時に被害を最小限に止めるため、消防機関指導（年2回）を要請し、消防訓練等をおこなう
3. 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し非常食・水・懐中電灯・ラジオ等の常備、施設内外の危険個所の把握、点検等防災対策の徹底に努める
4. 法人内で緊急連絡網を作成し非常時には迅速に対応します

(11) 事故防止対策

質の高いサービスを提供することを目標に、必要な体制を整備するとともに、入所者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供を徹底し組織全体で介護事故の防止に取り組みます。介護従事者は常に危機意識を持ち入居者の安全を最優先する介護を徹底します。介護行為においては、確認・再確認作業を徹底し事故防止を図ります。

また、安全管理体制を組織化するための事故発生の防止のための指針をしっかりと定め、指針にのっとり事故防止のための職員研修に関する基本方針の策定、介護事故（インシデントも含む）報告制度の導入を行い、常に組織として改善策を職員に周知徹底する体制を整備することで介護事故防止、事故再発を防止します。具体的には、定期的な委員会及び事例検討会の開催（事例の収集、分析、再発防止策の検討・策定・防止策の実施・防止対策実施後の評価）を行います。

(12) 感染対策

感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場所で、こうした高齢者が多数生活する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識する必要がある。施設において感染症・食中毒を予防する体制を整備し、日頃から対策を実施するとともに、発生時には迅速で適切な対応に努める。

具体的には、うがい・手洗い等の実施、感染症及び食中毒まん延防止委員会の開催、研修の開催を行います。

(13) 職員の連携

職員個々の専門性を高めることはもとより、個々のケースに対し、同一の処遇が行えるように個別処遇計画に基づき、職員間の連絡・報告の場として、各種リーダー会議やユニットリーダー会議及び委員会の開催、研修の開催、カンファレンスの実施等において、さらに日常業務において情報の共有化を図る。

(14) 職員教育及び生活支援体制

介護の質の向上を図るために、職員研修の機会を施設内実施だけでなく、外部研修の参加も促します。加えて介護職員育成のため、実習生の受入も行います。

- ①職員は入所者の希望、必要としていること、苦情等を積極的に傾聴し個別介護計画に反映します。
- ②職員は入所者やその家族の個人情報を守秘する義務を厳格に守ります。
- ③職員は入所者が地域との交流を円滑に行えるよう行政、自治会、老人会、ボランティア、介護事業所と連携し、地域の行事等の情報収集や地域交流の積極的な参加を促します。

(15) 情報提供

施設において、ホームページを作成し、更新作業を本来業務に位置付け、開かれた施設を目指す。

(16) 業務の点検

現状の各部門の業務を随時見直し、入所者一人ひとりに合った生活支援を目標とし、各職員が協力し実施していくように心がける。

(17) 地域交流の推進

地域の高齢者介護の拠点として、地域住民と共に歩む施設となるように、地域の介護力の強化のための講習会、可能な限り入所者が散歩や花見、買い物、地域での行事やお祭り等で地域に出かけ、地域住民と触れ合う機会をつくります。

(18) 個人情報の取扱い

入所者又は、家族について知り得た情報を正確な理由なく、事業者、介護従事者が第三者に漏洩することがないように、必要な措置を講じ防止に努めます。

(19) 苦情解決の取組

施設が提供するサービスに係る利用者からの苦情の解決について、適切な対応を図り、利用者及び家族の信頼に応えるとともに、利用者の権利を擁護し、サービスの向上に努めます。

(20) 入所者の目標（標準的な日課）

時間	日課	時間	日課
6 : 0 0	起床	1 5 : 3 0	余暇活動
6 : 3 0	排泄介助	1 7 : 0 0	排泄介助

7 : 0 0	洗面・着替え	1 7 : 0 0	食堂への誘導・移動
7 : 1 5	食堂への誘導・移動	1 8 : 0 0	夕食・口腔ケア
8 : 0 0	朝食・口腔ケア	1 9 : 0 0	洗面・着替え
9 : 3 0	排泄介助	1 9 : 3 0	水分補給
1 0 : 0 0	入浴（月・水・木・金・土）	2 0 : 0 0	排泄
1 1 : 0 0	余暇活動	2 1 : 0 0	消灯
1 2 : 0 0	昼食・口腔ケア	以降2時間毎の見回り	
1 3 : 0 0	入浴（月・水・木・金・土）		
1 4 : 0 0	余暇活動	2 3 : 0 0	おむつ交換
1 4 : 3 0	排泄介助	4 : 0 0	おむつ交換
1 5 : 0 0	おやつ		

①余暇活動等

利用者一人ひとりが如何に心豊かな日々を送ることができるかを常に考えながら、日々業務を行う。良好な人間関係や快適な居住環境の提供、年間行事など様々な観点から利用者の幸せに応えていけるよう努力する。

②排泄

排泄用具や排泄時間の見直しを継続する。利用者の身体的機能を維持しながら負担のかからない尊厳とプライバシーを守り介助方法を考えていく。介護・看護と連携を取りながら排泄のチェックを行い健康管理の徹底を図る。

③入浴

安全に実施することは前提に、利用者にとって心身ともに快適な入浴にしていく。介護・看護と協力し、日々の健康状態を観察し個々の利用者にあった入浴方法を職員に指導し健康管理を図る。利用者の意見や要望・苦情など傾聴し、入浴方法や時間・用具の見直しを継続していく。

④食事

利用者にとって、食事がおいしく楽しいものとなるように、献立、盛り付け、調理法の工夫を行う。特に、介護食は食べ易さのみでなく見た目も重視し、ゼリー状やムース状での提供も行う。

栄養ケアマネジメントを実施し個別の栄養ケアを行い、低栄養状態の予防・改善に一や食事形態の検討を行う。

特別食は口腔機能や病状に合わせ医師の指示により提供し、行事食は季節に合った行事食を年間計画に沿って実施し提供する。

検食・保存食・備蓄食はその結果を給食委員会にて討議し、食事の改善に役立てる。

残菜調査、嗜好調査は委託会社と共同で実施し、個別の栄養相談も随時実施する。

⑤行事食予定

月日	行事名	備考
4月	お花見弁当	昼食

5月5日	端午の節句	昼食
6月25日	梅雨のお楽しみランチ	昼食
7月7日	七夕	昼食
7月25日	土用の丑の日	昼食
8月	精進料理	昼食
8月	夏祭り	昼食
9月	重陽の節句	昼食
9月17日	敬老の日	昼食
10月4日	十五夜	昼食
10月	秋の行楽	弁当
10月31日	ハローウィン	おやつ
11月1日	開所記念	おやつ
12月22日	冬至	昼食
12月25日	クリスマス	昼食
12月31日	年越しそば	夕食
1月1日	おせち料理	昼食
1月7日	七草がゆ	朝食
2月3日	節分	昼食
2月14日	バレンタインデー	昼食
3月3日	ひな祭り	昼食

*毎月第2日曜日のお誕生日（昼食）を実施予定

(21) 職員研修年間計画

研修課題について OFF-JT（職場外）や OJT（職場内）を積極的に取り入れながら実施していく。研修課題は以下の通りとする。

主には、

- ①認知症への理解の不足に対する尊厳することの大切さ
- ②利用者とのコミュニケーション（傾聴）の不足と利用者個別性におけるケアや介護技術の再確認、利用者と向き合うこと知ることの意味を理解する
- ③記録に対する認識と理解不足に対するリスクマネジメントという観点からの記録の目的意味を理解する
- ④緊急事態に遭遇する場面に対する AED（心臓マッサージ）訓練と対応
- ⑤職員のためのストレスケアが十分でないことに対するメンタルヘルスの実施
- ⑥施設全体及び職員個々の資質に合わせた研修が行えていないことに対する研修と職員それぞれに合った研修計画を作成し実施、評価していく
- ⑦職員一人ひとりが意識して介護保険制度の内容、介護サービスの仕組みを理解し自身のセッションの現状を把握し自ら意見を出して改善につなげるように支援する

⑧研修計画をもとに、生活ケア課長はライフケア部署職員への研修の振り分けを行い協力体制を取れるようにしていく

⑨外部研修に参加した職員は情報共有を図る目的のため、伝達する場を設けていく

⑩法人の垣根を越えた他施設との交流を実施していく

年間研修計画予定表

研修計画については、内部での研修を優先に月1回実施の予定である

また、外部研修については事業展開の中で検討する

月度	研修項目と内容	学習目標	研修先	対象者
4月	特養の役割と法令	特養の役割と法令	理事長	全職員
5月	事故防止における危険予測	予測すること	事故対策委員	生活支援部員
6月	手洗い方法と食中毒	正しい手洗い	管理栄養士	全職員
7月	認知症の種類、病気対応①	症状の理解	生活ケア課長	生活ケア課員
8月	認知症の種類、病気対応②	具体的な対応	生活ケア課長	生活ケア課員
9月	救急対応、非常災害時の対応	対応方法を学ぶ	医事課長 防災責任者	全職員
10月	褥瘡予防基礎	メカニズムの理解	医事課（看護）	生活ケア課員
11月	高齢者虐待	虐待を学ぶ	包括ケア推進課長	生活ケア課員
12月	インフルエンザ、ノロウイルス	手指衛生重要性、 個人用防護具	医事課（看護）	全職員
1月	自己分析方法	分析方法の理解	事故対策委員長	生活ケア課員
2月	身体拘束廃止に向けた対応	取組みと共通理解	包括ケア推進課長	生活ケア課員
3月	外部研修報告	外部研修の職員間 共有	外部研修参加者	生活支援部員

行事予定 ← 行事予定を作成してください。

月日	行事名	行事内容	担当

6. 目標稼働率

(1) 特養入所

定数 80 床に対して年間月平均一日当たり 77.7 人、稼働率 97%以上

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
月平均利用者数 (人)	77.0	78.0	77.0	78.0	78.0	77.0
稼働率 (%)	96.3	97.5	96.3	97.5	97.5	96.3

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
月平均利用者数 (人)	78.0	77.0	78.0	78.0	78.0	78.0
稼働率 (%)	97.5	96.3	97.5	97.5	97.5	97.5

(2) ショートステイ

定数 20 床、現在は開所以来抑制 (休止状況)

4 月から 11 月までは空所利用とし、12 月を目標に 10 床の稼働を目指す

年間月平均一日当たり 3.6 人、稼働率 17.9%以上

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
月平均利用者数 (人)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
稼働率 (%)	2.5	2.4	2.5	2.4	2.4	2.5

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
月平均利用者数 (人)	0.5	0.5	9.7	9.7	10.0	9.7
稼働率 (%)	2.4	2.5	48.4	48.4	50.0	48.4

7. 施設各種会議及び各種委員会 ←現在、会議・委員会と組織図を依頼しておりますのでその提出後に記載いたします。

委員会においては、利用者の処遇の向上に資するための給食委員会等を、また、利用者の安全を図るための感染症及び食中毒まん延防止委員会や事故発生防止対策委員会等を定期開催し、方針の周知、ニーズの把握、処遇の改善を図り、その具体策を検討協議することを目的として運営します。

さらに、職員相互の十分な意思の疎通を図り、共通認識にたった業務遂行の為に、施設運営各種会議に取り組む必要があります。

委員会名	日時	備考
給食委員会	第2木 16:00～17:00	
感染症及び食中毒まん延防止委員会	第3木 15:00～15:30	
褥瘡対策委員会	第3木 15:30～16:00	
事故発生防止対策委員会	第4木 15:00～15:30	
身体拘束廃止委員会	第4木 15:30～16:00	
苦情処理委員会	第4木 16:00～16:30	

上記以外に、必要な事項等がありましたらご指示ください。

V. 短期入所生活介護の運営

短期入所生活介護事業は、平成28年11月開所以来介護職員の確保ができない状況から抑制している。平成30年1月に西部福祉事務所の指導により休止届を提出している。

職員の採用と確保については、入所定数80床のための職員確保が流動的で安定するまでは現状のままとするが、開業目標は12月からは再開する方向としたい。

1. 基本的な考え

当面、空所利用でのショートステイ利用を実施し、12月よりケアマネージャや在宅の各事業所と連絡を取り合い、配慮あるサービス向上に努める。

2. 事業目標

定員20名に対し18%以上の確保する

3. 事業内容

- (1) 居宅介護支援事業所のケアマネージャの立てる介護計画に従い、介護家族の希望を取り入れながら、サービス提供を展開する。
- (2) 新規の利用希望者には、見学やサービスの説明をすると共に、訪問事前面談を行い、利用者や介護家族が、快く且つ有効にサービスを利用できるように調整する。
- (3) サービス提供に関しては、介護保険制度上の利用料や保険給付に関する制約や、施設サービスの機能や範囲の説明を行い、合意の上契約の締結を行う。
- (4) 利用者や介護家族、担当のケアマネージャとの連絡やモニタリングを行い、利用に際しての希望や、利用者の様子など、必要な情報を整備し、ホームの各職員に伝達することで、的確なサービスが提供できるよう調整を行う。
- (5) 前回利用時の利用者の様子や出来事などの記録を確認し、サービスの問題点を是正しながら、サービスの構築に努める。

4. 併設の介護老人福祉施設と同様にサービス提供を行う。
事業内容は、併設の介護老人福祉施設と同様にサービス提供を行う。

以上